「 | 備品・消耗品費 | 96,675,237
事務所費 | 280,426,685
政治活動費 | を
組織活動費 | 1,096,537,123
備品・消耗品費 | 156,090,744」
事務所費 | 96,655,897
政治活動費 | 280,441,925
組織活動費 | 1,096,541,223 | に改める。
156,094,844」

○財務省告示第百九十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第二十四回	五千二百六十三万円	五千二百五十八万八千八十四円
〃	第二十五回	五千四百十九万円	五千四百十五万九千八百二円
〃	第二十六回	一億千五百七十一万円	一億千五百六十四万五千四百八十八円
〃	第二十七回	八千八百五万円	八千八百万九百十四円
〃	第二十八回	五千九百五十五万円	五千九百五十一万六千八百六円
〃	第二十九回	一億三千二百八十二万円	一億三千二百七十四万五千九百五十二円
〃	第三十回	三億六百七十一万円	三億六百五十三万八千九百四十六円
〃	第三十一回	一億千六百八十五万円	一億千六百七十八万四千八百六十四円
〃	第三十二回	八千九百四十九万円	八千九百四十四万百十円
〃	第三十三回	一億千八百九十三万円	一億千八百八十八万二千六百四十円
〃	第三十四回	一億千四万円	一億九百九十九万六千百八十八円
〃	第三十五回	五千四百四十六万円	五千四百四十三万八千三百三十六円
〃	第三十六回	八千三百二十六万円	八千三百十八万四百六円
〃	第三十七回	二億八百六十九万円	二億八百四十五万七千二百四十六円
〃	第三十八回	二億三千五十五万円	二億三千二十九万二千八百七十六円
〃	第三十九回	六億二千八百三十万円	六億二千七百六十九万九千二百四十円
〃	第四十回	九億三千百四十六万円	九億三千六十四万三千六百十二円
〃	第四十一回	七億五千六百三十四万円	七億五千五百七十三万七千三百七十二円
〃	第四十二回	一億二千三十七万円	一億二千二十七万四千四百三十一円
〃	第四十三回	七億四千二百九十三万円	七億四千二百四十五万六千四百九十二円
〃	第四十四回	三億九千七百二十七万円	三億九千六百九十八万七千八十八円
〃	第四十五回	九億六百七十万円	九億六百十二万六千九円
〃	第四十六回	三十二億二千九百五十一万円	三十二億二千七百七十万八千七百三十八円
〃	第四十七回	千七百万円	千六百九十八万八千六百九十五円
〃	第四十八回	五百万円	四百九十九万六千九百八十七円
〃	第四十九回	八百五十万円	八百四十九万六千四十七円
〃	第五十一回	百五十万円	百四十九万九千五百三十六円
〃	第五十三回	千四百万円	千三百九十九万七千九十六円
〃	第五十四回	百万円	九十九万九千八百十七円
〃	第五十六回	二百万円	百九十九万九千八百八円
〃	第五十八回	九千六百六十九万円	九千六百六十八万九千二百六円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第十九回	一億二千九百六十二万円	一億二千九百十八万六千二百三十六円
〃	第二十回	六千百八十万円	六千百六十八万六千七百五十円
〃	第二十一回	一億四千五百九十九万円	一億四千五百五十五万九千五百九十八円
〃	第二十二回	一億六千三百八十万円	一億六千三百十二万千三百二十六円
〃	第二十三回	三億千二百二十六万円	三億千百二十三万九千八百八十円
〃	第二十四回	一億五千八百七十三万円	一億五千八百三十二万五千三百四円